

## 《宿泊型産後ケア事業 利用案内》

育児に不安のあるお母さんの育児のサポートと、赤ちゃんとの生活リズムづくりのため、施設においてショートステイ(宿泊)で母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

### ☆利用できる方

古河市に住民票があり、かつ下記のすべてにあてはまる

産後3か月未満のお母さんとお子さん

- ① 体調不良や育児不安等がある人
- ② 産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない人
- ③ 医療行為の必要のない人



### ☆ケア内容

利用中は母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることができます。

- ・母へのケア(母体の健康状態、乳房トラブルなどの乳房ケア、休息に関すること)
- ・お子さんのケア(児の健康状態、発育、発達、体重、栄養等のチェック)
- ・育児のサポート(授乳指導、スキンケアや沐浴指導)や育児相談

### ☆利用料金

1日あたりの利用料金 個室の場合 30,000円(1泊2日で60,000円)

2人部屋の場合 22,000円(1泊2日で44,000円)

(利用料金のうち、2割が自己負担 8割が市の補助となります)



例) 1泊2日の場合(産婦と児1人あたり)

	自己負担
個室利用	12,000円
2人部屋利用	8,800円

※多胎児で利用の場合も自己負担額は同額です。(多胎加算分は市の負担となります)

※生活保護受給者・非課税世帯者の利用者負担金は、免除または減額されます。

免除・減額を受ける際は、市民税の課税証明書等を提出していただく場合があります。

※利用料金は、入院時に、医療機関窓口にてお支払ください。

☆利用期間 5日間まで



☆利用できる施設 秋葉産婦人科

住所 古河市東本町2丁目9番2号 Tel 0280-32-3335

※他医療機関で出産された方も利用可能です。

## 利用方法について

1. 子育て包括支援課へ事前にご相談ください。保健師や助産師がお話を伺います。

市の母子保健事業等のご案内をいたします。  
その他、退院後の生活にご心配がある場合には、家庭訪問や電話相談等もご利用できますので、お気軽にお問合せください。  
妊娠中の申請はできませんが、事前相談は可能です。

2. 「産後ケア事業利用申請書」をご提出ください。(子育て包括支援課へ)

申請書は、子育て包括支援課にあります。申請時には、母子健康手帳を持参ください。

(代理の方でも申請可。印鑑を持参してください。)

3. 審査・承認後、利用決定通知書をお渡しします。

4. 産後ケアを利用 ※お母さんと赤ちゃんと一緒に利用してください。

5. 利用料金の支払い ※利用日数に応じた料金をお支払いください。(表面記載あり)

6. その他の注意点

① 入院時間は、午前10時です。入院時に、簡単な問診や健康チェック等の手続きがあります。

② キャンセルは、利用日前日の午前10時までにご連絡ください。

(土日祝祭日中のキャンセル連絡は、直接医療機関へご連絡下さい。)

③ きょうだいのご利用はできません。



7. 利用の際の持ち物

健康保険証、母子健康手帳、室内履き、着替え、洗面用品、ナプキン、バスタオル、フェイスタオル、赤ちゃん用品(ベビー服、紙おむつ、おしりふき、必要に応じて哺乳瓶、粉ミルク)をお持ちください。

### <問い合わせ先>

古河市役所(古河福祉の森会館) 子育て包括支援課

受付時間:月～金(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

住所 〒306-0044 古河市新久田271-1

電話 0280-48-6881 FAX 0280-48-6876